

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

令和 8 年 3 月 1 9 日
企画管理部教育総務課

1 改正理由

令和 8 年度組織の見直し（別表第一）

2 改正内容

令和 8 年度組織の見直し

- 第十四条 部長及び課長の専決できる事項は、別表第一に定めるとおりとする。
別表第一（第十四条）

新			旧		
三 その他の事務			三 その他の事務		
課名	部長専決事項	課長専決事項	課名	部長専決事項	課長専決事項
児童生徒安全課	<p>(削る。)</p> <p>一 千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第二号）第九条の規定により、進学奨励金の返還の免除を決定すること。</p>		児童生徒安全課	<p>一 安全管理の総括を行うこと。</p> <p>二 千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第二号）第九条の規定により、進学奨励金の返還の免除を決定すること。</p>	
保健体育課	<p>一 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに健康管理医の委嘱を行い、又は委嘱を解くこと。</p> <p>二 安全管理の総括を行うこと。</p>	<p>一 運動能力証に関する規則（昭和三十八年千葉県教育委員会規則第十七号）第三条の規定により、運動能力の認定及び運動能力証の交付を決定すること。</p> <p>二 運動能力証に関する規則第五条の規定により、運動能力の基準を定めること。</p>	保健体育課	<p>一 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに健康管理医の委嘱を行い、又は委嘱を解くこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>一 運動能力証に関する規則（昭和三十八年千葉県教育委員会規則第十七号）第三条の規定により、運動能力の認定及び運動能力証の交付を決定すること。</p> <p>二 運動能力証に関する規則第五条の規定により、運動能力の基準を定めること。</p>

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日